

| | |
|------------------|---|
| Title | 『重商主義』再考 |
| Author(s) | 鈴木, 真実哉 |
| Citation | 聖学院大学論叢,18(2) : 95-111 |
| URL | http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=97 |
| Rights | |

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

『重商主義』再考

鈴木 真実哉

Reconsideration on “Mercantilism”

Mamiya SUZUKI

“Mercantilism” is often discussed generally and broadly without being restricted to a particular era or area. This paper, however, focuses on two specific aspects of mercantilism: the aspects of policy and theory. Through this focus will be seen how mercantilism has changed in various countries (especially in France and England) and according to policy and era.

Key words: Mercantile policy, Theoretical Mercantilism, Trade Balance (both particularly and generally), Colbertism

．重商主義の意味

1．一般的な意味における重商主義

一般に、『重商主義』とは、16世紀初期から18世紀後半にいたるまで、ヨーロッパ諸国において支配的であった経済政策および経済思想・理論を包括するものであるとされている。すなわち、中世末期からの、いわゆる「地理的な大発見」と海外領土の獲得をおりまぜて、ポルトガル、スペイン、イタリア諸邦、フランス、ネーデルランド、そして少し遅れてドイツといったヨーロッパの国々において、それぞれの特殊事情の下で、それぞれにふさわしい政治・経済体制の確立のためにとられた経済的諸政策およびそれを裏づける思想・理論が、重商主義のおおよその内容である。

たしかにこの時期は、ヨーロッパにおいて経済的諸問題がますます無視できないほどの重要性をもつにいたっており、政策上でも、思想上でも、それが活発な議論の対象とされるようになったという意味において、世界史上、新しい時代を画するものであったといえる。そして、こうした長期にわたる議論を通して、新しい学問としての経済学、すなわち、フランスにおける重農主義、イギリスにおけるアダム＝スミスの経済学、およびそれを継承する正統派経済学ないし古典派経済学、の素地ができあがっていったのである。

重商主義を英語で表わすと、「Mercantilism」、「Mercantile system」、「Colbertism」、「Restrictive

system」,「Interventionism」,「Protectionism」,「Commerciale system」などとなっているが、このことは、いわゆる重商主義が多面的な内容をもっていることを示しており、重商主義がとりあげられる場合に、以前より指摘されている点である。たとえば、「それ（重商主義）はもともと一つの体系を形成するものではなく、ある一人の人間に属するものではなく、また一つの中心的な経済思想を帰せられるものではない」⁽¹⁾、とヘイニーは述べ、「16,7世紀の実業家を同質のグループと考えるのはまったくの誤りであり、彼らを重商主義者とよぶことは、この名辞が広く定義されない限り、不正確であるし、また、それがこのように解釈される場合には、この分類は異質の著者たちの種々様々な経済思想を示すには、実際には役に立たないのである」⁽²⁾、とE. ジョンソンは指摘している。

2. アダム・スミスにおける重商主義

こうした多面的な政策および理論の集合を一括して重商主義として理解するということに対する疑問に対して、より明確にその問題領域を画定しようとする考え方に触れておく。それは、とりわけわが国において提起されている見解である。大塚久雄は次のように指摘している。「いわゆる重商主義の研究は、かのアダム・スミスの『国富論』第四篇における命名と批判以来すでに二世紀にも近い歴史をもち、国際的な規模で経済学史・経済史・社会思想史等にまたがる極めて多彩な批判史ないし論争史を形づくっている」が「同時に、この年久しく且つ内容豊富な研究史にも拘らず、重商主義の問題がいまなお討論終結にはきわめて程遠い状態にあること……少しく誇張すれば、重商主義の概念あるいは歴史像自体が核心を喪失して次第に雲散霧消しようとする傾向さえ示し始めているとも言えなくはない」⁽³⁾。大塚は、もう一度、最初の問題提起者であるアダム・スミスの立場に帰って、スミスが「重商主義のシステム全体の企画者を誰と見ていたか」ということから再検討すべきである⁽⁴⁾、とするのである。

こうして、本来の重商主義を、スミスが批判の対象にしたものに限定して、それを生み出した基盤が何であり、その本質が何かを明かにしようとして、とりわけイギリスにおいてのみと限ってみれば、次のような結論に達することになる。

一般に、重商主義の時代といわれる長い期間においては、イギリスは17世紀を転期として体制が変化していることが指摘される。すなわち、イギリスにおいては、17世紀中葉に一連の市民革命清教徒革命（1647～1649）と名誉革命（1688）を通じて、政治体制は絶対主義体制から、市民的・民主主義的政治体制へと新しい段階に入っており、それとともに、経済体制においてみれば、生産者のための保護主義（Protectionism）が商人の自由貿易（Free trade）の主張を圧倒するようになった。さらに、アダム・スミスが主張した自由放任の主張は、商人の自由貿易の主張とは根本的に異質なものであるとする。こうして、アダム・スミス『国富論』（An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations）第四篇におけるアダム・スミスの Commercial system 論に焦

点を合わせ、アダム・スミスが重商主義と言う場合は、絶対主義の克服者、産業革命の準備人としての役割を、ほぼ17世紀の後半以来一世紀にわたって演じたこのイギリス重商主義こそ固有の重商主義と呼ばれるべきであるという結論になる。⁽⁵⁾

3. 絶対主義的重商主義と市民社会的重商主義

ただ、このように市民革命以後のイギリス重商主義こそ固有の重商主義と考えるべきであるとしながら、他方で、市民革命以前のものをも「絶対主義的重商主義」というよにも呼んで、結果的に重商主義をかなり広い範囲で理解することになってしまっている。このことは、F.K. マン(Mann)のフランス経済思想に関する研究に見られる。マンは、この時期のフランス経済思想を「絶対主義の国民経済学」と呼んだ。⁽⁶⁾ たしかに、フランスについて言えば、この全時期を通して、政治体制は典型的な絶対主義体制であり、一方、イギリスにおいては、市民革命を転期として、体制は絶対主義的なものから市民社会的なものとへと変容していった。それゆえ、こうした立場からすれば、従来の重商主義という概念をそのままにしておき、アダム・スミスの重商主義概念が固有の重商主義であると主張するならば、重商主義を絶対的重商主義と市民社会的ともいべき重商主義に峻別しておくことは有効であろう。

この絶対主義的重商主義とそれへの対抗者としての市民社会的な重商主義の区別は、W. カニングハム(Cunningham)の研究にも見られる。彼は、絶対主義的重商主義も「王室的重商主義(royal mercantilism)」あるいは単に「コルベルティズム(Colbertism)」と呼び、市民社会的な重商主義を「議会的重商主義(parliamentary mercantilism)」あるいは「議会的コルベルティズム(parliamentary Colbertism)」と呼んでいる。⁽⁷⁾

また、先述の生産者の保護主義と商人の自由貿易の主張という、社会階層の利害の対立と重商主義を関連させて、前者の場合を工業主義的重商主義、後者の場合を「商人的重商主義」として区別する場合もある。アダム・スミスの主張する固有の重商主義は前者に当たるものである。

わが国の重商主義に関する概念の整理は、もっぱらイギリス重商主義を念頭においているといえよう。この場合、コルベルティズムと議会的コルベルティズムという区別のし方は混乱をまねくおそれがある。ともかく、イギリスについて普通にいわれる重商主義を広義にとってそのままにした上で、それは次のように大別されるであろう。

- ・前期重商主義 絶対主義的重商主義 商人的重商主義(商人の自由貿易)
- ・後期重商主義 議会主義的重商主義 工業主義的重商主義(生産者の保護主義) 固有の重商主義

4. ケネー、スミスとコルベール主義

一般に重商主義といわれるものは、一つのまとまった学派を形成するものではなく、非常に多面

的な内容をもつものであり、それをただ羅列的に叙述することは、あまり有意義ではないかもしれない。その本質を見きわめるにあたり、最初の問題提起者であるアダム・スミスが重商主義を批判の対象とした際、その念頭にあたったのは、どのような性質をもつと考えた政策および理論であったのか、そしてそれはどの時代の、どのような利害とからみ合っていたのか、を明らかにすることから始める重商主義研究は、一つの解釈ではあるけれども、イギリスの重商主義の諸性質をいっそう明確にしたといえよう。そして、アダム・スミスの理論の重商主義に対する批判の理論としての性格と、その歴史性をとらえることによって、アダム・スミスの理論の理解を深めることに貢献するところ大であった。

しかし、経済学史の研究においてしばしばされているように、経済学の成立を画するフラソワ・ケネー (François Quesnay) の経済理論とアダム・スミスの経済理論を考察するにあたって、彼らがその理論を構成するために努力した先行諸理論への批判と摂取、つまり、それらの間の継承関係を知るために、通念的な重商主義にまでさかのぼることは、非重に重要かつ意義深いことである。

F. ケネーは、その経済理論を構築しようとするとき、厳しい批判の対象にしたのはコルベルティズムであったし、アダム・スミスが『国富論』第四篇において重商主義を批判した際にそれを代表させたのは、イギリスについては、マン (Mun) の『England's treasure by forraign trade』(1664)⁽⁸⁾ であり、フランスについては、コルベルティズムであった。もちろん、イギリスにおいては、17世紀後半を転期として、体制は絶対主義的体制から市民主義的体制に変容している。それに比して、フランスにおいては、フランシス 1 世 アンリ 4 世 ルイ 13 世 ルイ 14 世 (ルイ 15 世, ルイ 16 世) にいたるまで、いいかえれば、シュリ (Sully), リシュリユー (Richelieu), コルベール (Colvert) の時代ばかりでなく、F. ケネーの時代も含めて典型的な絶対主義の時代であった。したがって、わが国の一部の重商主義論のように、重商主義をイギリス的な後期重商主義に限定するならば、フランスにはアダム・スミスが批判の対象としたような重商主義は存在しなかったということになってしまふであろう。⁽⁹⁾

なお、アダム・スミスが『国富論』第四篇において重商主義批判を行う際に、それを代表する一人としてコルベールをとりあげたとき、それはどのような意図のものであったのだろうか。さらに、アダム・スミスの「この全重商主義体系の考案者がだれであったかということを決めるのはたいして困難ではない。……わが商人や製造業者こそ、だれよりももっとも重要な設計者であった。」⁽¹⁰⁾ という表現をどのように解釈すべきなのであろうか。これらは十分に吟味されるべき点であろう。

また、フランス語で重商主義を表現すると、「système mercantile」があるいは「système commercial」となるが、この言葉は、フランス重商主義者であったミラボー侯 (Mirabeau, Gabriel Honoré) と F. ケネーが協力して公刊した『農業哲学』(Philosophie rurale, ou économie générale et politique de l'agriculture, 1763)⁽¹¹⁾ において、コルベルティズムを念頭において用いられ、アダム・スミスによっ

て『国富論』にもち込まれたものであった。⁽¹²⁾

このように、一般に重商主義といわれるものの内容については、種々議論が分かれるところであるが、以下において考察するのは、F. ケネーとアダム・スミスが彼らの理論を構築するにあたって、直接的に批判し、摂取した政策であり、思想であり、理論である。それは、フランスの場合には、主に絶対主義体制の下に生成された重商主義であり、イギリスの場合には、絶対主義体制と市民社会的あるいは議会主義的体制の下に生成された重商主義である⁽¹²⁾と考える。

・重商主義の特質

1. 政策的側面と理論的側面

ここまで述べてきたように、重商主義といわれているものの内容は、きわめて多面的である。それは単にそれが生成していった国々がもつそれぞれの特殊性に起因するばかりでなく、それが支配的であった同一の国においても、時代と共に種々の様相をおびて変遷しているのである。それゆえに、ほぼ3世紀にわたるこの重商主義というシステムを、いくつかの共通の特質に整理してとらえることが、はたして可能であるかどうか、という疑問がわいてくるかもしれない。結論的に言えば、重農主義や古典派経済学の特質をとらえるように、重商主義の特質をとらえることはできないであろう。しかし、重商主義を政策的側面と理論的側面あるいは分析的側面に分けてみれば、次のように言える⁽¹²⁾と考える。

まず、政策的側面についていえば、重商主義は国富の増大を最大の政策目標にした、という側面をもっている。もちろん、それは体制の変革と共に、それがよって立つ基盤が異っていく。前述した見解、すなわちイギリスの体制を絶対主義的体制から市民社会的体制への変革としてとらえ、それに即して、重商主義を商人的重商主義から工業主義的重商主義への変遷としてとらえる考え方が、このことを明らかにする。そればかりでなく、一貫して絶対主義体制を固守するフランスにおいても、絶対主義体制ということだけで、それを一色としてとらえることがはたして正しいかどうか、という疑念も存在する。その外見は絶対主義であっても、利害の対立、基盤の変遷と共に、その内容、その性格が変わっていったのではないかと、という点において大いに議論が分かれるところであろう。まさに経済学の形成期において、国富や国力の充実にかかわる問題は、最重要なものであった。ただその場合、充実すべき国家の体制がどのように考えられていたのであろうか。重商主義を国力の充実政策として考えながら、国家形態論あるいは国家体制論などのようなことがらとの関連において、その変遷は重視されなければならない。

次に、重商主義の理論的・分析的側面について考えてみる。この側面は政策的側面とまったくの無関係にあるのではない。後に述べるように、政策的側面においては、個別的貿易差額政策や一般的貿易差額政策など、およびそれを推進するものとしての産業保護政策がとられた。だが、それは、

単に経済的利害の対立からのみ、その当否が判定されたのではなく、当然、理論的分析によってはじめて、その有効性、妥当性が判定されざるをえなかったのである。われわれは、ほぼ3世紀にわたって、政策論に結びつけながら、時論的なものから理論的なものへと、紆余曲折を経て練りあげられていった重商主義の理論的・分析的側面に焦点を合わせてみる必要があるのではないだろうか。

国富の充実を目指すとき、その富の本質をどのように考えるべきであろうか。富を何よりも貨幣的側面にとらえようとし、それを貿易差額によって蓄積しようとするとき、貨幣の蓄積から生じる物価騰貴、この物価騰貴と貿易差額との相反関係、あるいは外国為替の問題、貨幣蓄積、産業保護政策と利子率の騰落の原理的問題等々、これらはいずれも、当面の経済諸政策の正否の判定にかかわるものであるが、それだからといって、それは決して必然的に体制の問題および経済的利害に結びつかなければならない問題ではない。イギリスにおいて、あるいはフランスにおいて、こうした理論分析が、どのような経緯をたどってイギリスおよびフランスの経済学の形成のために批判的に摂取されていったであろうか。これは、絶対主義とか議会主義とかにかかわらず、重商主義のなかにおいて連続性をもつものとして考えられうる理論的・分析的側面なのである。

2. ヘクシャーによる重商主義の本質

これまでの重商主義の研究史をみると、すべてと言っていいほどそのほとんどは、重商主義の概念をどう解釈すべきか、あるいはその特質をどうとらえるべきかという問題をめぐって展開されてきたといってよい。その代表的なものの一つに、E. ヘクシャーの『重商主義』(E. Heckscher, *Mercantilism*, English trans. 2 vols., 1935, Revised ed. 1954)⁽¹³⁾がある。本書は膨大な原資料および研究諸文献の詳細かつ綿密な検討に基づき、ヨーロッパ諸国の重商主義の諸特質を明らかにしようとした秀れた労作である。この著作に対する批判的意見もあるが、いたずらに、しかも性急にあらかじめ決まっている鑄型にすべてを入れ込もうとすることよりも、原資料を十分に提示して、徐々にその所説を展開しようとする努力の方が、われわれにとって、はるかに参考になると言えよう。ちなみに、ケインズ(John Maynard Keynes)が『雇用・利子および貨幣の一般理論』の第23章において、重商主義を評価するときにもっぱら利用したのは、このヘクシャーの『重商主義』であった。

ヘクシャーはこの大著『重商主義』において、重商主義の本質を、次の五つに規定している。統一体系としての重商主義、国力体系としての重商主義、保護体系としての重商主義、貨幣的体系としての重商主義、社会概念としての重商主義、である。まさしくこれは、重商主義を政策体系と理論体系とに分け、
、
を政策体系に、
を理論体系に関連させて考察したものと理解できるのである。

3. 重商主義の政策的側面

以下において、重商主義の政策的側面の特質を、とくにフランスとイギリスに注目して、次の四

つに集約しておくことにする。

- (1) 重商主義は国力充実のための政策体系である。
- (2) 重商主義は貨幣とその蓄積を重視した。⁽¹⁴⁾
- (3) 貨幣あるいは金銀、財宝の国外への流出防止という消極的政策、さらに積極的には、それらの蓄積のための諸方策をとった。

ブリオニズム（重金主義）、個別的貿易差額主義、総体的貿易差額主義

- (4) 重商主義は産業保護主義的である。

ただし、イギリスに比較すると、フランスの重商主義政策の推移は、イギリスの場合と違って、時代と共に明確に区分できようなものではない。16世紀後半における長い間の宗教上の紛争（1562～1595年におけるカトリック教徒とユグノーとのいわゆる「宗教戦争」）による国内経済の混乱、外国貿易の立ち遅れから、フランスでは、はじめから国内産業の再建政策、とくに製造業の保護育成政策がとられざるをえなかった。そして、それは断片的であり、効果をもたなかったけれども、17世紀になって、産業の総合的育成政策がとられ、それに強力な外国貿易の育成政策が加わる。この総合的育成政策を実現しようとするのが、コルベールのコルベルティズムである。このコルベールの時代がフランス重商主義の頂点であった。なお、このコルベールが活躍した時期（1661～1683）が、おおよそそのころ、イギリスが一連の市民革命を通じて新しい体制（市民社会的あるいは議会主義的体制）へと進んでいった時代に照応する。両国の重商主義には重要な種々の差異点が存在するのである。以下、重商主義の政策的側面の特質について詳しく見ていく。

- (1) 重商主義は国力充実のための政策体系である。

もちろん、これは、国家がこの際にどのように考えられているのかを明らかにするのでなければ、無内容な規定である。これまで、重商主義は中世を克服して近世を推進したもの、つまり政治的には封建体制を克服して絶対君主制ないし中央集権的君主制の発展を推進し、経済的には地域的経済から近代的国民経済を確立するための政策体系であったと考えられてきた。こうした見解を早くから表明したのが G. シュモラー（Gustav Schmoller）であった。彼はその著書『重商主義とその歴史的意義』の中で、「重商主義の本質は、国家建設、しかも狭義の国家建設ではなく、同時に国民経済の建設を伴うものにほかならない。……かくて重商主義の本質は決して、単なる貨幣増加論、貿易差額論、関税障壁、保護貿易（の主張）、あるいは航海条令等々にあるのではなく、従来の地方的領域的経済政策に代わるに、国家的国民的政策をもってし、それによって社会およびその組織、国家およびその制度を根本的に改造することにあつたのである。」⁽¹⁵⁾と述べている。前述のヘクシャーの「統一体系」および「国力の体系」として重商主義を特徴づけた際の考え方も、この規定に沿うものであったと考えてよいだろう。

たしかに、フランスにおいても、イギリスにおいても、その絶対王制の確立期までは、国力充実

のための政策はもっぱら、王権確立のための王室財政の充実策であった。地域経済から国民経済への発展は、経済（および経済を構成する各主体）そのものの内からの力によるものにして、絶対王制の外からの力によるところも大であったのである。しかし、時代の発展と共に、それは次第に変化せざるをえなかった。政治的観点からすれば、それは国家主権の帰属する論争に現われると見ることもできるであろうし、これを経済的利害の対立に関連させて見れば、国富・国力の充実を目指す際に、それを市民各人の経済力の合計として考えるのか、そうではなく、国富・国力の充実という名の下に、実は特定階級の利益のみを考えるのではないか、というように議論が変化していったのである。

一国の富の増大は国民各自の労働生産力の増大を抜きにしては考えられない、とするアダム・スミスが、重商主義を批判して次のように述べているのは、長い重商主義期において幾多の曲折を辿った国富・国力充実論争の帰結であった。

「市民のある階級の利益を促進するという、ほかならぬその目的だけのために、他の階級のそれをすこしでも害するということは、主権者がその臣民のさまざまな階級のすべてに対して義務づけられているところの、その取りあつかいにおける正義と公平に明かに反するものである。」⁽¹⁶⁾

アダム・スミスにとっては、政策なき政策たる自由こそが、国力充実への真の道であるわけだが、後述のように、コルベルティズムへの批判の立場に立つF・ケネーも、少くとも理論上ではアダム・スミスと同じ帰結に到達していると言える。

要するに、重商主義を国力充実のための政策体系であったと見る場合、それが終始一貫して同じ内容であるとは考えられないのである。当然、それぞれの国の特殊性や時代的背景の変転とともに、そこにニュアンスの差異が生じる。しかし、最初の王室財政の充実、すなわち国富の増大という考え方から始まり、個人的富の増大を通じての国富・国力の増大という考え方が定着するに至るまでは、その間に幾多の批判と修正はあったけれども、重商主義の最大目標は、一貫して国富・国力の増大にあったのである。

(2) 重商主義は貨幣とその蓄積を重視した

そうであるならば、国富充実を目指す重商主義は、この富の本質を何と見ていたのであろうか。アダム・スミスの重商主義批判の出発点は、重商主義が「富は貨幣あるいは金銀に存する」という通俗的な見解に立っている、ということであった。この時期の文献を見れば、もちろん富が貨幣あるいは金銀だけから成っていると考えているのではなく、富はまた人間の欲望の満足をもたらす物質欲から成り、貨幣あるいは金銀はその富の一部にすぎないと考えていた。ただ、この時代の政策推進のための法令・規定には、貨幣あるいは金銀の国内への流入を促進し、国外への流出を抑制しようとするものが多かったことは事実である。⁽¹⁷⁾

こうした考え方なり政策なりがとられた理由は次のようなものが指摘できるであろう。

アダム・スミスによっては通俗的な見解として却けられたが、やはり、「われわれは貨幣さえもっていれば、他のどのような商品によるよりもいっそうたやすく、われわれが必要とする、おおよそどのようなものでも獲得することができる」⁽¹⁸⁾ という考え方は、多くの者に受け入れやすいものであった。

当時の貨幣は紙幣（銀行券）ではなく、金銀を素材とする商品貨幣（金属貨幣）でなければならず、さらに、金融・信用・貨幣制度、国際的取引システムの未発達状態は、貨幣すなわち金銀地金の重視を必然的なものとする。

これは国力増進政策としての初期重商主義政策において最もあらわに追求されるものと言ってよいと考えるが、個人の貧富を左右するものが貨幣あるいは金銀の保有の大小であるとする考えを、そのまま国富の大小を左右する要素に持ち込んで、貨幣あるいは金銀の蓄積の多寡が国力あるいは戦力の充実を左右する、という考えが出てくるのである。

しかしながら、貨幣あるいは金銀の単なる蓄積のための蓄積すなわち「保蔵」は、決して国富・国力の充実をもたらすものでないことは、次第に認識されざるをえない。やがて貨幣蓄積が産業の育成と結びつけられていく。

貨幣蓄積は産業育成の不可欠な手段として追求される。

(3) 重商主義は、貨幣あるいは金銀、財宝の国外への流出防止という消極的政策、さらに積極的政策には、それらの蓄積のための諸方策をとった。

J. ヴァイナーは、年代順よるものではないとしても、(a)貨幣あるいは金銀・財宝の減少を抑制するために、金・銀・貨幣、地金、外国為替に対して直接的な規制を加えようとする重金主義 (Bullionism)、(b)貨幣・財宝の増加蓄積を目的とし、これを輸出増加と輸入減少 すなわち貿易差額 (balance of trade) の黒字によって達成しようとする個別的貿易差額政策と一般的あるいは総体的貿易差額政策、がとられたとしている。⁽¹⁹⁾

(2)において述べた理由から、何よりも金銀（貴金属あるいは財宝）が重視されたのであるが、その考え方（フランス語の表現によると「貴金属至上主義 Chrysohédnnisme」）は、初期の場合、貨幣・貴金属の流出を防ぐために、直接、それらの国外への持ち出しを、体刑あるいは没収によって厳禁するという方策がとられたのである。

しかし、外国為替の操作によって、この禁止政策をのがれるという為替業者の術策に対して、外国為替の規制が加わることになったのである。このことが、とくに16世紀後半以降のイギリスにおいて、まれに17世紀初頭頃のフランスにおいて、為替本質論ばかりではなく、「正当な為替と不当な為替」についての議論が出てくる理由である。

A．個別的貿易差額主義

豊富な銀鉱をもつ南ドイツを除き、みるべき貴金属鉱山をもたないヨーロッパ諸国にとって、国富増大の要件とされる貴金属の増大は、外国からの流入にまたなければならぬとするのが、当時の論稿にしばしば見られる見解であった。²⁰⁾ このためには、まず、各国がそれぞれの国との取引が受取超過になるような政策が強行される。これが、「取引差額主義 (balance of bargain system, système de la balance des contrats)」あるいは「個別的貿易差額主義 (Partial or particular balance of trade system)」と呼ばれるものである。これは、外国との個々の貿易において、絶対的に金銀財宝が国外に流出することを認めず、流入したものについては、それを必ず国内に確保しようとする政策である。また、それは、金銀財宝の流出禁止に重点をおく重金主義と比較して、外国貿易を金銀財宝の増大の最も有力な手段と考える点において、一歩進んだ考えであった。ただし、その外国貿易によって獲得した金銀財宝の国外流出を認めまいという点では、きわめて重金主義的である。

イギリスにおいては、この政策達成に関してきわめてきめ細かい方策がとられていたようにみえる。第一に、重要商品の販売を公認市場 (staple market) に限定し、外国貿易を自国に有利にしようとする公認市場政策、第二に、外国生産物の輸入売上代金を外国に持ち出すことを禁じ、その金額だけ自国生産物の購入を外国商人に義務づける使用条令 (statute of employment)、第三に、国内に流入した地金、外国紙幣を持参させ、それを公定比率によって国内貨幣に鑄造させることを義務づけた王立取引所 (royal exchanger) の設立、などがそれである。

これに比して、フランスの場合には、古い法令や諸論稿のなかに、これに類する言及があるが、現実的に、それがはたして実効性があったかどうかは疑問である。公認市場に近い政策は、マルセイユやリヨンなどにおける *système d'entrepôt* と考えられるし、イギリスの王立取引所に果たせようとした機能は、フランスにおいては造幣所 (Hôtel de Monnaie) に果たさせようとした。フランスと他国の金銀比価の差異、純分量目の異なる悪質な多種類の外国貨幣が流通していた当時のフランスにおいて、それから生じる地金および良質のフランス貨幣の国外流出を防止するために、外国貨幣の流通禁止とならんで、造幣所に果たせようとした役割だったのである。それは、16世紀後半から17世紀初頭にかけて、最も盛んであった鑄貨論議のなかに現われているものである。

B．総体的貿易差額主義

輸入以上の輸出の超過分からえられる外国貨幣あるいは貴金属の受取分をより多くしようとする点においては、この総体的貿易差額主義 (general or aggregate balance of trade system) も、先述の個別的貿易差額主義も変わるところはない。異なる点は次の点である。たとえ自国対他国との貿易において、輸入超過つまり貴金属の流出があるとしても、この個別的観点からだけでは、その貿易を非難することは正しくない。この輸入された外国生産物が外国に再輸出されることによって、先に流出した以上の財宝が流入すれば、総体的あるいは多角的にみて、その外国貿易は自国にとっ

て有利になるはずである、とするのである。

このような考え方の例として、マンが、イギリス 東インド ヨーロッパ大陸という多角貿易を議論のよりどころにして、東インド貿易の弁護論として主張したことが挙げられる。⁽²¹⁾ フランスにおいても同じ見解が、フランスとレヴァント (Levant) との貿易について述べられていた。当時、レヴァントからは絹、織物、甲、香水類が輸入され、その代償として金が輸出されるという非難が、1614年の全身分会議の議論の一つとしてあらわれた。これに対して、リシュリユー (Richelieu) は、『政治的遺言 (Testament politique)』の中で、フランス レヴァント スペインという多角貿易に言及してレヴァント貿易を弁護している。⁽²²⁾ そこには一般的貿易差額論の初光が見られる。

(4) 重商主義は産業保護主義的である。

A. 産業保護主義

外国貿易によって国富の増大を達成しようとするとき、個別的貿易差額主義をとるにしても、総体的貿易差額主義をとるにしても、「輸出 > 輸入」から生じる順なる貿易差額 (favourable balance of trade) をより大きくして、この差額を貴金属の形でできるだけ多量に自国に流入させようとする。そのために、外国製品の輸入を制限ないし禁止し、自国製品の輸出を増大させ、さらに原料品については、自国産のものの輸出を禁止し、外国産のものの輸入は許可する、という方策がとられた。この法策は重商主義の初期からとられており、以後も継続される基本的政策であった。ただ、その時々事情や時代の変化と共に、非常に多彩な内容をもつのである。

その一つが、外国製品の輸入制限あるいは輸入禁止を目的とした関税政策である。それが、国家財政収入の確保手段としての財政関税的なものであったのか、あるいは、保護関税的なものであったのかは、にわかに判断できないが、外国製品輸入に対する抑制効果をもっていたことは確かである。一方、輸出拡大に対しては、戻し税や輸出奨励金などの政策がとられる場合があった。あるいは、多分に因習的な性格のものであったが、奢侈品 (とくに外国製品の) 使用禁止、使用規制などの政策もとられた。

さらに、これらの政策に他の政策が加えられる場合もあった。それは、輸出促進のための国内製品の低価格政策であった。それは、当然、その価格を構成する各費用項目をできる限り低くしようとする政策に結びつくことになる。実際には、最高賃金についての賃金規制、低賃金をもたらしめるための穀物の輸出規制などの諸政策が実施された。費用項目の一つである利子に対する規制については意見が分かれ、低利子と高利子のいずれが望ましいかということについて多くの議論がなされている。

要するに、以上の諸政策は、国内産業の育成・成長にプラスの効果をもつわけであるが、それらの政策だけではなく、外国商品の輸入を阻止するために、積極的にそれらの産業を自国に導入・育成しようという政策がとられる場合もあったのであり、これが、いわゆる重商主義の産業保護育成

政策 (Protectionism) といわれるものである。これは、その時と場所において、農業保護政策 (フランスにおいて mercantilisme agrarien といわれているもの)、工業保護政策、海運政策、植民地政策など、種々の形をとって実施されたのであった。

ところで、貿易差額政策と産業保護政策は相互に補完し合うものであるが、フランスとイギリスについて見ると、時の経過とともに、出てくる主義と政策に差異が見られるのである。フランスにおいては、はじめから産業の保護・育成政策が前面に出ていたのに対して、イギリスにおいては、はじめは保護政策と両立する貿易差額政策が、後には自由貿易が主張する貿易差額政策とこの自由貿易の主張に対立する保護主義が前面に出ているのであった。この両国における事情をもう少し詳しく見ることにする。

B. フランスの場合

16世紀後半のいわゆる「宗教戦争」が、フランス経済の動向に大きな影響を与えた。フランス国内外の農業・工業・商業は大きな打撃をうけた。その間の遺された論稿を見る限り、物価騰貴に関するものが最も多く、さらに、多く見られるのが貨幣改鋳に関する議論や徴税制度の改善に関する議論であった。もっとも、旧法令集の中には諸産業の育成に関するものが多く見られる。30余年にわたる内戦を一応解決し、フランス王国の再建に際して、これらの諸政策を総合的に実施しようとしたのが、アンリ4世期の経済政策であったのである。

ところで、17世紀初頭のアンリ4世の時期には、まだ、外国貿易の再建は日程にのぼってはいない。フランスは、外国貿易において完全に立ち遅れてしまっていたのである。1615年のモンクレティアン (Monchrétien) 『政治経済論』は、明確に、フランスの外国貿易の再建への一歩を示す表われの一つとも考えられる。ルイ13世の治世 (これはとりもなおさず、リシュリユーの時代といってもよい時代) において、1629年の461条からなる「ミショー法典」(Code Michoud) にもられている「外国貿易」に関する諸規程、これに即して数多く出てくる「外国貿易」に関する諸論稿は、リシュリユーの時代以降の科尔ベールに引きつがれていく外国貿易重視の姿勢を示すものであると言えよう。これは、モンクレティアン以降において、しばしば「海運業 (Navigation)」の問題として議論された。しかし、それはフランスの経済的な立ち遅れを取り戻すために、外国貿易を含む諸産業の保護育成の見地からなされたものであったと考えるべきである。

C. イギリスの場合

前述のように、はじめは諸産業の保護・育成政策がとられ、それを軸として輸出超過を達成しようとした。ところが、17世紀に、東インド貿易について、二つの非難的論争がなされた。一つは、個別貿易差額論からの非難であり、これに対しては、一般的貿易差額論によって答えられた。いわゆる、「貿易差額論争」である。もう一つは、17世紀後半の中頃から出てきた。イギリスの国民的

産業の発展にとって東インド貿易は利益にならないと考えることから生じた、東インド貿易に対する非難であった。東インド貿易において、イギリスはインドから良質・安価な綿織物(キャラコ calico)と絹織物を輸入する。それゆえ、イギリスの国民的基幹産業であり、対外貿易の支柱でもあった毛織物産業と絹織物産業は圧迫され、それらは衰微してしまうであろう。したがって、イギリス産業を東インド貿易から受ける打撃から守るべきだと主張したのであった。いわゆる、「産業保護主義論争(Protectionist Controversy-Calico Controversy)」である。そこには、東インド貿易から得られる莫大な貿易差額は、東インド会社の手によってイギリス本国に投資されず、イギリスを素通りして東インドの産物の購入にあてられてしまうだけであり、イギリス産業の発展にとって全く利益がない、という偏見があったと指摘すべきであろう。

このように、イギリスの場合には、初期と後期では、産業保護育成政策に根本的な差異がある。²³⁾それは、東インド会社の弁護論者たちの「自由貿易論」と、その反対論としての「保護貿易論」との論争という側面をもつと言えるであろう。また、アダム・スミスが厳しく批判した重商主義こそ、まさにこの段階の産業保護育成政策である、とするのが、わが国において有力な主張となっていることを指摘しておきたい。

4. 重商主義の理論的側面

重商主義は、すぐれて政策論的な志向をもつものであったが、その有効性は、時と場所に依存して変化するが、結局、それは経済そのものもつ理論に背くわけにはいかなかったはずである。もちろん、人々は最初から古い(中世的な)考えから解放されて、一挙に全面的な経済理論を把握できたわけではなかったのであり、それは、幾多の曲折を経て、精緻化されていったのである。

(1) 貨幣数量説

重商主義という流れの中で貨幣数量説が生成されてった背景として、次の2点が指摘できるであろう。

第1の背景

特に16世紀中葉以降に重要な議論の的となった、いわゆる「価格革命」に伴う物価騰貴に関する論争の時期が第1の背景である。社会階層間の激しい交替を生じさせた、この物価騰貴の原因が、(i) 貨幣改鋳にあるとするのか、あるいは、(ii) 新大陸からの金・銀の流入による貨幣量の増大にあるとするのか、は別にして、とにかく、こうした論争から貨幣数量説が芽生えてきたといえる。

第2の背景

受超となる貿易差額によってできる限り多くの財宝を確保しようとする政策そのものが、この政策を損うことになるという議論の基礎に、この貨幣数量説がある。すなわち、すでに物価騰貴論争によって、貴金属、したがって貨幣の増加が物価騰貴をもたらすことが確認されているわけであるが、そのことは、国内物価を騰貴させ、外国物価を下落させるという、交易条件の変化を通じて、

輸出減少と輸入増加をもたらし、貿易差額を逆転させるはずであるというのである。こうした論争を通じて練りあげられるカンティロン（Contillon） ヒューム（Hume） アダム・スミスの正貨配分の自動調節機構論（theory of the selfregulating mechanism of special distribution）によって、重商主義の貿易差額論は精算されるのである。

他方、ボダン（Jean Bodin）のように、貨幣量の増加による物価騰貴はある程度は許されるべきである、とする考えもあった。地主や役人などの定額所得者にとって不利となり、商・工業者などの不確定所得者にとって有利であるとして激しい議論的になった物価騰貴を肯定することは、結局において、そのことだけでも商工業者に有利であること、そして、後にはそれが資本を潤沢にすることによって、また、利子率の引き下げ効果によって、国内産業にプラスになる、とする考えにつながっていくことになる。ここで、こうした見解がどんな階級的利害とからみ合うかということ、を、さしあたり問題にはしない。くり返し述べるように、その時々々の経済問題は種々の利害とからみ合わずにはいられないが、それに対する解決策も、経済の論理に背けば、失敗しないではいられないからである。こうした論理認識が試行錯誤を重ねることによって、誤れるものは棄てられ、残りうるものは一段と精緻さを加えて継承されていくはずだからである。こうしたものとして重商主義の理論的・分析的側面に注目する。

(2) 価値論

物価騰貴論争が、貿易差額論の論拠をゆるがす貨幣数量説を生み出したが、同時に、それは外国為替論、利子の適正論なども関連して、価値に関する議論を生み出すのである。すなわち、物価騰貴 貨幣価値の下落という相反関係に直面し、商品と貨幣商品との交換比率を決定する原因は何か、為替業者の外国為替操作によって巧妙な金銀貨幣の持ち出しがおこなわれたが、そこからもたらされる各国の真実の貨幣価値は何か、その交換比率（外国為替相場）を決定する原因は何か、ということが、問題の出発点であったのである。そこから、すぐれて効用論的なフランスにおける見解、すぐれて労働論的なイギリスにおける見解が出てくることは否定できないと思われる。

5. 重商主義の基礎にある思想的側面

フランスにおいても、イギリスにおいても、重商主義は、もともと国内産業を保護・育成し、外国貿易を自国に有利に規制しようとするものである。こうした規制に対して、経済的利害にからんでこうした規制からの自由への主張が出てくる。フランスの場合は、17世紀初頭の絹製品輸入禁止令に対するリヨンの反対論がその一例であろうし、イギリスの場合は、東方物産の輸入に対する反対への、東インド会社の代弁者たちの自由貿易の主張がその一例であろう。したがって、それは、いわば実利にからむものであり、こじつけて思想的側面から促える必要はない。

ところが、外国貿易の自由が必要か規制が必要か、が議論されるとき、そこには二つの異なる考

えがあると指摘できるであろう。外国貿易の自由を主張する根底には、「気候・風土論」がある。すなわち、気候・風土の違いがあれば、それぞれの国が完全な自給自足ではありえず、そこに有無相通の相互交易が必要になってくるのであり、これが神慮（Providence）なのである。この点については、19世紀のリカードウ（D. Ricardo）の「比較生産費説」によって、貿易の利益が高度に理論化され、「国際分業論」へと発展していく。

一方、外国貿易の規制の主張の根底には、「自給自足論」がある。すなわち、「自国には、あらゆる資源が豊富に賦存しており、政策さえ適切であれば、一国の必要物は自国内ですべて生産可能である。他国はその国の生産物がなくて済ますことはできないであろうが、自国は他国を一切必要としない。」というわけである。この主張のいきつくところは、「経済的アウトアルキー（自給自足）論」である。この二つの考え方は、神の摂理にかかわる思想的な論拠でもある。

ところで、重商主義期の諸論稿の中には、単に経済的利益に基づいているのではなく、本来、原理的な「自然法」思想に基づく主張の混在が見られる。それにもかかわらず、「重商主義」と、それに対立する「自由主義」の主張の混在が見られるのである。たしかに、「自然法」思想の内容は、時代の変遷とともに変化していく。その好例として挙げられるのは、ポタンの「経済的自由」の主張と、その中に出てきて、しばしば問題にされる重商主義の外国貿易規制の主張であるし、また、基本的には重商主義者の系列に入れられるジョン・ロック（John Locke）の「利子」を論じた諸論考に出てくる「経済的自由」の主張がそれである。この二つの側面の混在を理解するには、彼らの「自然法」論に立ち入らなければならないのである。

（以上）

注

- (1) L. H. Haney, *History of economic thought*. Macmillan, 1st ed., 1911, 4th ed., 1949, Chap.7.
- (2) E. Johnson, *Predecessors of Adam Smith: the growth of British economic thought*, Prentice-Hall, 1937, pp.6-7.
- (3) 大塚久雄『古典学派の生成と展開』舞出教授還暦記念論文集(1), 東京大学経済学会, 1952収所『重商主義成立の社会的基盤』
- (4) 同上
- (5) 小林昇『重商主義の経済理論』東洋経済新報社, 1952を始めとする一連の著書を参照
- (6) Mann, F. K., *Der Marschall Vauban und die Volkswirtschaftslehre des Absolutismus*, Duncker & Humblot, 1914.
- (7) Cunningham, W., *The growth of English industry and commerce in modern times: The mercantile system*, Cambridge University Press, 1903, Vol. , Part3., Parliamentary mercantilism, p.402.ff.
- (8) Mun, T., *England's treasure by forraign trade*, A. M. Kelly, 1968. ただし、初版オリジナルは、ロンドンで1664年に出版されている。
- (9) 事実、わが国においてこのような解釈をとる人々のなかに、「それを重商主義と呼ぶことは適当ではあるまい」といい、そして「フランスにおける固有の重商主義の段階をむしろナポレオンの大陸制度におきたい。」(小林昇『重商主義解体期の研究』未来社, 1955, 7ページ, 注(4))と考え、それに追隨してフランス重商主義研究をそれ以後に集約しようとする試みがないわけではない(吉田静一『フランス

『重商主義』再考

重商主義論』未来社、1962)。しかし、ここでは、この点に深く立ち入らない。

- (10) Smith, Adam, *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, notes, marginal summary and an enlarged index by Edwin Cannan, Methuen, 1904, vol.2, p.160.
- (11) Mirabeau, V. R. & Quesnay, F., *Philosophie rurale, ou, Economie generale et politique de l'agriculture* : reduite a l'ordre immuable des loix physiques & morales, qui assurent la prosperite des empires, Chez les Libraires associes, 1763.
- (12) この点については、A. Oncken, *Geschichte der National ökonomie*, C. L. Hirschfeld, 1922, Bd. 1, Kapital を参照
- (13) Heckscher, E. F., *Mercantilism*, authorized translation by Mendel Shapiro, G. Allen & Unwin, 1955(なお、原書はスウェーデン語であり、原書のドイツ語版を英訳したものである。)
- (14) 重商主義が貨幣とその蓄積を重視したことの意義・理由は、次の4点である。常識的理由、貨幣は商品貨幣であったということ、戦争の鍵、緊急時の準備としての貨幣、産業育成の不可欠な手段としての貨幣
- (15) Schmoller, G., *Das Merkantilssystem in seiner historischen Bedeutung*, V. Klostermann, 1944.
- (16) Smith, A., *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, Methuen, 1904, vol.2, p.152.
- (17) この点については、Viner, J., *Studies in the theory of international trade*, George Allen & Unwin, 1937, pp.19-22 に詳しい。
- (18) Smith, A., *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, Methuen, 1904, vol.2 chap.1 の冒頭のパラグラフ
- (19) Viner, J., *Studies in the theory of international trade*, George Allen & Unwin, 1937, p.10.
- (20) その好例として、アントニオ・セルラ『鉱山のない国々に金銀を豊富ならしめる諸原因に関する短論』(Antonio Serra, *Breve trattato delle cause che possono far abbndare li regni d'oro e d'argento dove non sono miniere*, di Gian-Donato Turbolo, 1613. 邦訳は、橋本弘毅訳編『重商主義の諸学説』新興出版社、1948に収録されている)という象徴的な表題をもつ文献を参照。
- (21) Mun, T., *England's treasure by forraign trade*, A. M. Kelly, 1968.
- (22) Richelieu, *Testament politique du Cardinal duc de Rechellieu, Premier Ministre de France sous le Regne de Louis X III*, Chez Henri Schelte, 1709.
- (23) Thomas, P. J., *Mercantilism and East India Trade*, P. S. King, 1926.

参考文献

1. 相見志郎『イギリス重商主義経済理論序説』ミネルヴァ書房、1960
2. 内田義彦『経済学の生誕』未来社、1953
3. 小林昇『フリードリッヒ・リスト序説』伊藤書店、1943
4. 同『イギリス重商主義論』御茶の水書房、1955
5. 同『経済学史研究序説』未来社 1957
6. 白杉庄一郎『近世西洋経済史研究序説』有斐閣、1950
7. 張漢裕『イギリス重商主義研究』岩波書店 1954
8. 矢口孝次郎『イギリス政治経済史』同文館出版部、1942
9. 渡辺源次郎『イギリス初期重商主義研究』未来社、1959
10. 橋本弘毅訳編『重商主義の諸学説』経済学古典集、新興出版社、1948
11. アダム・スミス著：大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富』岩波文庫(全5冊)岩波書店、1959 - 1966
12. アダム・スミス著：杉山忠平訳『国富論』岩波書店、2000 - 2001
13. フラソワ・ケネー著：増井幸雄訳『経済表』岩波文庫、岩波書店
14. ジャック・チュルゴー著：永田清訳『富の生産と分配に関する省察』岩波文庫、岩波書店
15. 吉田静一『フランス重商主義論』未来社、1962

- 16 . 小林昇 『重商主義解体期の研究』 未来社 , 1955
- 17 . Heckscher, E. F., *Mercantilism*, authorized translation by Mendel Sapiro, Rev. ed., ed. By E. F. Soderlund, G. Allen & Uniwin, 1955, 2vol.
- 18 . Schmoller, G., *The mercantile system and its historical significance*: illustrated chiefly from Prussian history : being a chapter from the Studien über die wirthschaftliche Politik Friedrichs des Grossen, 1884, Economic classics ; Macmillan, 1896.
- 19 . J.A. シュムペーター著 東畑精一訳 『経済分析の歴史』 全7巻, 岩波書店, 1955 - 1962
- 20 . E. ジャム著 久保田明光・山川義雄訳 『経済思想史』 上・下, 岩波書店